紀陽インターネットFB利用規定(口座振替)

口座振替は次の各項に定める取扱いによるほか、<キョー>データ伝送サービス申込書、同申込書 裏面に記載の<キョー>データ伝送サービス利用規定およびお客様と当行との間で締結した「紀陽インターネットFBによる預金口座振替に関する契約書」の定めによるものとします。

1. 口座振替の内容

(1) 預金口座振替依頼書の受理等

お客様は預金者から預金口座振替依頼書(以下「依頼書」という)および預金口座振替払いに関する届出書(以下「届出書」という)を徴求し、お客様は必要事項が記載されていることを確認のうえ、依頼書および届出書をすみやかに当行取りまとめ店に送付してください。依頼書に印鑑の相違その他の不備事項があるときは、これを受理せずに届出書とともにすみやかにお客様へ返送します。

- (2) 当行はお客様からの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用した口座振替事務を受託します。なお、振替指定口座として指定できる取扱店は、当行の国内本支店とします。また、口座振替の受付にあたっては、当行所定の方法によりお客様と特約した口座振替手数料をいただきます。
- (3) 口座振替の請求依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。
- (4) 振替済資金の入金口座はお客様名義の普通預金または当座預金とし、当行所定の書面により当 行に届出てください。入金口座を変更するときも、当行所定の書面にて当行に届出てください。
- (5) 操作日1日当たりの限度額は、当行所定の限度額内において、お客様が書面により届け出るものとします。なお、当行はお客様に事前に通知することなく当行所定の一括データ伝送限度額を変更することがあります。

(6) 預金者への通知

預金者に対する振替済の通知は、お客様の責任においておこなってください。当行は、預金 口座振替に関して預金者に対する振替済の通知および入金の督促等はおこないません。

(7) 解約、変更通知

当行は、預金者の申出または当行の都合により、当該預金者との預金口座振替契約を解約または変更したときは、お客様にその旨を通知します。ただし、預金者が指定預金口座を解約したときは、この限りでないものとします。

2. 取引の手続き等

- (1) 口座振替の請求の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。
- (2) 振替指定日は、「紀陽インターネットFBによる預金口座振替に関する契約書」にて取り決めた日を基に銀行所定の営業日を指定してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いが受けられるものとします。なお、当行はお客様に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (3) 当行は、振替日に伝送されたデータにもとづき振替処理をおこない、振替結果はインターネットを経由して照会することができるものとします。なお、預金口座からの引落しは伝送されたデータに記録された口座番号によりおこなうものとします。
- (4) 当行は、振替日に請求明細に記載の金額を、指定口座から払い出し、これを取まとめて当行所 定の方法によりお客様の振替済資金の入金口座に入金します。

(5) 振替不能分の再請求

お客様は、振替不能分について再度預金口座振替により請求するときは、次回の振替請求の際におこなうこととします。この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求するときは、その振替について優先順位をつけません。

3. データの仕様および内容等

預金口座振替の実施にあたっては、この契約書の各条項によるほか、全国銀行協会連合会制 定の預金口座振替事務取扱基準に準拠するものとします。

4. 依頼内容の取消・一部停止

(1) 依頼内容の取消

お客様の依頼した取引については、当行がデータを受信した後においては取消はできません のであらかじめご了承ください。

(2) お客様の依頼した取引については、その一部の口座振替処理を停止する取扱いは当行がやむを 得ないと認めた場合に限り、当行所定の手続にて受付けるものとします。

5. 免責

- (1) 当行の責によらない通信機器・回線およびコンピュータ等の障害により取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) お客様から当行に伝送されたデータに瑕疵があり、当行においてその処理に困難があると判断した場合には、口座振替の手続を行いません。

6. 契約の解約および一時休止

- (1) この取扱いは当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する 解約の通知は書面によるものとします。また、当行が必要と認めた場合は、この取扱いを一時 停止することができます。
- (2) お客様が、次の各号の一にでも該当する場合は、催告その他何らの手続を要せず本契約を解除 することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力 団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集 団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、ま たは次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える 目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有 すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ②お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでもに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行 の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

7. 契約期間

この契約の有効期間は、契約の日から1カ年とします。ただし、期間満了の3カ月前までに、お客様または当行が別段の意思表示をおこなわないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とします。

8. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上